

基山町創業者支援事業補助金

町内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を、予算の範囲内で交付します。

最大 30万円

補助対象事業者

以下のいずれも該当し、認定特定創業支援事業による支援及び補助申請する創業事業計画について、基山町商工会の経営指導員から経営指導を受け、かつ、佐賀県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種を新規創業後に営む者

- ① 次のいずれかに該当する新規創業前の者
 - ア 町内に本店を置く会社を設立することを予定している者又は町内を本店所在地とした法人登記が行われている法人で登記から1年を経過しない法人
 - イ 個人事業主として町内に主たる事業所を置くことを予定している者であって、町内に住所を有し、又は有することを予定しているもの
- ② 町税等の滞納がない者
- ③ 同一事業について、国、県又は他の補助金の交付を受けていない者
- ④ 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがない者

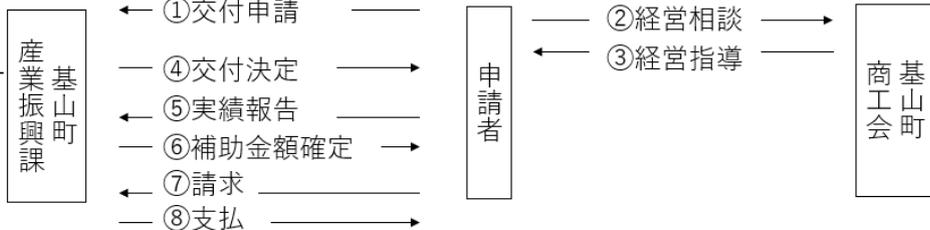
補助率及び補助金額

区分	補助対象経費	補助率	補助上限
創業費	開業又は法人設立に伴う司法書士又は行政書士に支払う申請資料作成に係る経費	補助対象経費の2分の1以内	30万円
	事業所の開設に伴う外装工事又は内装工事費		
	設備（新規創業のために直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等）に係る購入費又は申請年度の3月31日までに係るリース料若しくはレンタル料		
	広告宣伝費及びマーケティング調査費		

備考 経費に係る消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、補助対象外

補助金申請のフロー

- ③ 経営指導員が経営計画書を元に指導します
修正等ある場合があります
- ④ 交付決定後、事業着手・支払等となります



申請書提出先及びお問合せ先

補助対象事業に着手する前に、基山町創業者支援事業補助金交付申請書等を提出してください。

【申請書提出先及びお問合せ先】

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地 基山町商工観光課 商工係 TEL : 0942-85-7670

